

1 学校の取組		児童生徒への指導等	学校の具体的取組
1 いじめの未然防止		<ul style="list-style-type: none"> ○わかりやすい授業づくりと望ましい集団づくりに努める。 ○人間関係づくりとコミュニケーション力育成の機会を設ける。 ○いじめについて主体的に考え、未然防止のために行動する機会を設ける。 ○道徳教育と人権教育を充実させる。 ○体験活動やボランティア活動の機会を設ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ・あいさつ運動(テスト期間等を除く毎日) ・生徒会本部役員及び風紀委員会による、生徒玄関でのあいさつ運動を毎日実施し、人間関係づくりとコミュニケーション力の育成を図る。(職員玄関指導と同時進行) ・目安箱の活用 ・生徒会が設置している目安箱を活用することにより、生徒会が生徒からの生の意見を取り上げ、生徒自身による話し合いをおこなっている。それと同時に職員への情報提供をおこない、全校をあげての取組ができるよう心掛けている。
2 いじめの早期発見		<ul style="list-style-type: none"> ○OSHRや授業における日常的な生徒観察に努める。 ○定期的なアンケート調査及び個別面談をおこなう。 ○状況に応じ教室や部室等を巡回する。 ○スクールカウンセラーの活用を促す。 ○保健室、相談室及び電話相談窓口等の利用を促す。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校生活アンケート調査(6月、10月、2月) ・学校生活アンケート調査の中でいじめの有無等を調査し、記載がある場合は個別面談をおこない事実を確認する。 ・目安箱の活用 ・教職員による巡回、リーフレットや「生徒指導だより」等を配付する。 ・4月と9月の二者面談で生徒の情報を把握できるようにする。 ・毎日の保健室利用者の状況と教育相談係の定例会の情報を学年主任・生徒指導主事・管理職にまわし、把握できるようにする。 ・定期的に会議を開き、職員間の情報交換を密におこなう。(学年会議・校務委員会・職員会議・情報交換会)
3 いじめの早期対応	暴力を伴ういじめ	<ul style="list-style-type: none"> ○安全を確保し、二次被害を防止する。 ○発見した教職員は「いじめ防止対策委員会」に速やかに報告する。 ○「いじめ防止対策委員会」が中心となり事実関係を調査・確認する。 ○保護者等と相談の上、医療機関を受診させる。 ○スクールカウンセラー等によるカウンセリングをおこなう。 ○いじめが継続しない体制づくり、環境づくりをおこなう。 ○解消したと思われる場合も状況確認を継続する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラー等による心のケア(随時) ・スクールカウンセラー及び養護教諭が生徒の心のケアをおこなう。 ・「いじめ防止対策委員会」による調査の流れ ①いじめ被害者、加害者への聞き取り調査をおこない、事実関係を把握する。(該当学年と生徒指導部職員を中心に)同時に関係生徒への聞き取りもおこない、事実関係を確認する。 ②確認できた事実関係を管理職に報告する。 ③確認できた事実関係を保護者にも連絡する。(加害者側には自宅待機を命じる場合もある) ④指導案と事後対策を検討する。 ⑤必要に応じ被害者側にも加害者側にも、カウンセリング等を計画したり医療機関の受診を勧めたりする。 ⑥指導、話し合い、謝罪等必要と思われるあらゆる事項を検討し、再発防止に努める。 ⑦再発防止のために、学年集会や全校集会をおこない、生徒にいじめ防止を訴える。
	いじめを受けた生徒	<ul style="list-style-type: none"> ○安全を確保し、二次被害を防止する。 ○発見した教職員は「いじめ防止対策委員会」に速やかに報告する。 ○「いじめ防止対策委員会」が中心となり事実関係を調査・確認する。 ○スクールカウンセラー等によるカウンセリングをおこなう。 ○いじめが継続しない体制づくり、環境づくりをおこなう。 ○解消したと思われる場合も状況確認を継続する。 	・同上
	いじめをおこなった生徒	<ul style="list-style-type: none"> ○軽くぶつかったり、遊ぶふりをして叩いたりするなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、発見した教職員がその場でその行為を止める。 ○発見した教職員は「いじめ防止対策委員会」に速やかに報告する。 ○関係する生徒を含め「いじめ防止対策委員会」が中心となり事実関係を調査・確認する。 ○適切な時期に被害者に謝罪させる。 ○「いじめは絶対に許されない」ことを理解させる。 ○状況に応じ特別指導をおこなう。 ○必要に応じスクールカウンセラー等によるカウンセリングをおこなう。 ○解消したと思われる場合も状況確認を継続する。 	
	いじめを受けた生徒	<ul style="list-style-type: none"> ○安全を確保し、二次被害を防止する。 ○発見した教職員は「いじめ防止対策委員会」に速やかに報告する。 ○「いじめ防止対策委員会」が中心となり事実関係を調査・確認した上で、必要に応じ書き込み内容等を保存する。 ○スクールカウンセラー等によるカウンセリングをおこなう。 ○いじめが継続しない体制づくり、環境づくりをおこなう。 ○解消したと思われる場合も状況確認を継続する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「情報モラル講習会」や「ケイタイ安全教室」を実施 ・外部講師を招き、インターネットに潜む危険性や適切な使い方等について、全校生徒を対象とした講習会をおこなっている。 ・生徒からの申し出により発覚することがほとんどなので、二者面談での問かけや毎日のHRでの呼びかけ、目安箱の利用等を機会あるごとに呼びかける。 ・申し出があった場合には、HRでの話し合いや学年集会・全校集会をおこない学年主任・生徒指導主事から注意を促す。
いじめをおこなった生徒	<ul style="list-style-type: none"> ○発見した教職員は「いじめ防止対策委員会」に速やかに報告する。 ○関係する生徒を含め「いじめ防止対策委員会」が中心となり事実関係を調査・確認した上で、不適切な書き込み等を削除させる。 ○適切な時期に被害者に謝罪させる。 ○「いじめは絶対に許されない」ことを理解させる。 ○状況に応じ特別指導をおこなう。 ○必要に応じスクールカウンセラー等によるカウンセリングをおこなう。 ○適切なコミュニケーションの在り方等について指導する。 ○解消したと思われる場合も状況確認を継続する。 		
その他の生徒への働きかけ	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめを傍観したり、はやし立てたりすることはいじめに加担していることと同じであることを理解させる。 ○周囲に流されず、自分の意志で正しい行動をすることの大切さを理解させる。 ○いじめを許さない集団となることの大切さを理解させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止について学年集会や全校集会で、学年主任・生徒指導主事から左記内容について継続的に指導する。 	

2 家庭(PTA)、地域との連携

家庭(PTA)との連携	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもとできるだけ多く会話し、気持ちを受け止めていただくよう働きかける。 ○子どもの努力を認めて褒めていただくよう働きかける。 ○学校からの配布物等に目を通し、学校の状況を常に把握していただくよう働きかける。 ○PTA総会や公開授業など、学校行事へ積極的に参加していただくよう働きかける。
地域との連携	<ul style="list-style-type: none"> ○児童生徒への積極的なあいさつや声かけをおこなっていただくよう働きかける。 ○学校が行ういじめ防止活動等へ積極的に参加していただくよう働きかける。 ○いじめと疑われる行為を発見したら、学校へ通報していただくよう働きかける。 ○地域の行事等への児童生徒の積極的な参加を呼びかけていただくよう働きかける。